

仙台国税局における震災特例法等への取組みについて（その2）

仙台国税局長 上羅 豪

1. はじめに

本誌平成23年10月号において、仙台国税局における震災特例法への対応や被災酒類業者への支援等の取組について、紹介させていただいた。

被災された方の雑損控除の適用等に係る申告手続の支援は、震災特例法の制定趣旨である被災者の負担軽減等を図ることにあり、これを少しでも早期に実現する観点から、仙台国税局においては平成23年11月末までを集中対応期間と位置付け、局署の総力を挙げて、広報、電話相談及び申告相談体制を整備・拡充しつつ実施した。この結果、平成23年内の岩手県、宮城県及び福島県3県の申告相談済件数は、約19.5万件となり、半壊以上の被害件数合計約33.4万件に比し、約58%となった（申告書等提出件数は、約11.9万件）。

被災酒類業者への対応についても、事業再開に向けての販売場、製造場等の移転等に関する各種行政手続の弾力化や酒税相当額の還付手続の支援のほか、10月以降は、酒類の安全性確保の観点から、放射性物質の分析、指導の事務も新たに加わった。

納税緩和制度の早期適用については、定期人事異動後、被災地署への応援要員の派遣等の体制整備を図り、滞納者の被災状況の確認から事務をスタートさせた。途中、津波被害により壊滅的な被害を受けた沿岸部の滞納者への対応について、道路や道路標識等の喪失により現地確認が容易でなく、事務量が不足する状況となったことから、国税庁の指導・調整により東京国税局から応援要員

の派遣をいただくこととなった。

また、11月1日に公開された路線価等の調整率を踏まえた相続税・贈与税の申告や更正の請求に対する事務もスタートさせた。

本稿では、震災対応に関するこれらの各税事務のその後の取組状況や現場力による工夫を紹介することとしたい。なお、酒税関係の取組については、次号で紹介したい。（文中、意見や感想にわたる部分は、個人としての見解である。）

- （備考）1. 震災特例法（「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」平成23年4月27日公布・施行、平成23年12月14日一部改正）において、被災された方等の負担軽減を図るため、所得税をはじめとする各種特例措置が規定されている。
2. 以下、本稿の計数は、原則として、平成23年12月31日現在のものである。

2. 震災特例法等の取組状況

（1）所得税関係

① 広報体制

震災特例法の広報・周知は、主に報道機関を通じて実施した。6月に実施した新聞記事下広告、テレビ・ラジオCM等の結果、広報前の2、3倍もの電話相談や個別相談が増加するなど広報効果が高いことを踏まえての対応であり、改めて8月から10月の毎月末に広告を行った。

訴求ポイントは、電話センターを通じた個別相談への誘導のため「必要書類が整ってなくても、まずは最寄りの税務署にお電話を」とし、被災された方の動向・態様・ニーズなど、毎月の広報効

果も検証しながら、できるだけ広報効果が持続するように、新聞の広告日やテレビCMの放送時間などの工夫も加えた。

また、これらの広告を後押しするため、申告相談済件数等の状況や取組について、9月に国税局幹部による記者会見を行い、以降、12月まで毎月取組状況について記者発表を行うとともに、積極的に報道機関からの取材も受けた。この取組に対しては、各報道機関から「税務署が異例の還付PR」と見出しに付されるなど、新聞、テレビでも大きく取り上げられ、早期の申告相談を促進する誘因となった。

八戸、釜石、大船渡、気仙沼、石巻署においても、署幹部が地元新聞社に対し取組状況を説明し、各記事を見て税務署に相談される方も多かった。

②電話相談体制

電話相談は、電話相談センターの税務相談官が対応し、被災者を個別相談へ誘導するための相談窓口の柱と位置付け、広報や署の申告案内等の施策との連携を図った。

特に、広告や記者会見などの広報施策を実施する場合は、架電件数の増加が見込まれることから、電話相談の従事者に国税局職員を追加配置するなど、弾力的に対応するとともに、被災された方の置かれた状況やニーズを踏まえ、11月末までの土、日及び祝日も電話相談を実施した。

仙台国税局の税務相談官は盛岡・郡山サテライトを含め49名であるが、仙台国税局職員のみによる対応も限界があることから、5月からは東京国税局、11月からは札幌・金沢国税局の支援もいただいた。それでも、ピーク時で1日当たり2,800件もの電話相談があり、受電できなかったケースが発生したことは反省材料である。

震災特例法に関して寄せられた電話相談は、12月末現在で約15.6万件にものぼった。

③税務署相談体制

太平洋沿岸部を中心として津波・地震被害が大きかった税務署においては、国税局や他の税務署などからの支援により、震災特例法の施行直後か

ら申告相談を実施した。

申告相談会場は原則として税務署としていたものの、庁舎が被災した税務署もあり、署内に相談会場を確保することが難しい税務署もあった。また、避難所や仮設住宅が点在している上、公共交通機関の途絶なども考慮する必要があった。

このため、当初は避難所や公共施設に出向き、説明会・相談会を600回程開催したが、9月以降は避難所や仮設住宅の近くの公共機関等に相談会場を合わせて135か所設置するなど、できるだけ被災された方々の状況やニーズに配慮した相談体制とした。

表1 外部相談会場の設置状況

	9月	10月	11月	計
外部相談会場設置数(18署計)	35か所	51か所	49か所	延135か所

(注) 18署：宮古、大船渡、久慈、釜石、仙台北、仙台南、石巻、塩釜、気仙沼、大河原、築館、福島、郡山、いわき、白河、須賀川、相馬及び二本松署

④雑損控除の適用等申告相談状況

被災者に対する震災特例法の制度や申告会場等の周知を行うため、地方広報紙への掲載やチラシ・パンフレットなどの配布、新聞・テレビ・ラジオのマスメディアを活用した広報のほかに、各署において、地方税当局と連携して、罹災証明の発行を受けた方のうち、半壊以上の被災者に対しては申告案内等の送付、一部損壊の被災者に対しては、雑損控除適用判断のための自己判定表を送付した。

その結果、12月末現在の被災地県別の申告相談済件数は、表2のとおりとなっている。県別に見て、申告相談状況に差が生じているのは、地震・津波による被害状況が異なるためと考えられる。岩手県は、沿岸地域を中心に被害が甚大、宮城県は、沿岸地域の津波被害に加え仙台市内の内陸部に被害多数、福島県は、内陸部の一部損壊の被害が多いほか福島第一原発事故による避難者が多数発生している状況を反映しているのかもしれない。

また、月別の申告相談済件数は表3のとおりであり、6月や8月以降はマスメディアを活用した広

報により申告相談済件数が増加し、その後、多くの税務署の申告期限が9月30日とされたことから、9月が一つのこぶとなった。10月に入り、来署者は一旦沈静化したが、被災された方々への申告案内の本格化や電話確認等により、11月は再び増加に転じた。11月の記者発表時には、被災者は、保険金や見舞金、義援金について課税されるかもしれないので、そもそも申告案内を開封しないのではないかとの情報も得たため、これらのお金には課税されないことも併せて説明した。

また、一部損壊が多い地域については、相談状況が低調な地域も多いことから、一部の署におい

て、申告案内の送付と同時にアンケート調査も実施した。調査結果からは一部損壊の方の申告見込割合は約10%程度ではないかと考えられる。

⑤応援要員の確保

仙台国税局は、震災直後に「仙台国税局災害対策本部」を立ち上げ、同本部に、「震災特例法対策PT」と「震災派遣PT」を設置した。

震災特例法対策PTは、各被災地署における震災対応事務の進捗状況等の把握及び事務指導はもとより、申告相談専用のパソコンや消耗品の要望に至るまで震災対応に関するあらゆるニーズに対して一元的な管理・調整を行っている。

また、震災派遣PTは、局署間・署間応援者数の査定・派遣を行うため、局内・局署間の調整などを行っている。

応援者の派遣期間は、応援事務量を効果的に活用する観点から、1回当たり原則2週間とした。しかしながら、(イ) 9月から11月にかけては祝日による連休が多いこと、(ロ) 震災の影響で宿泊可能な施設が極端に少なく署から宿泊施設まで遠距離の場合があること、(ハ) 宿泊所のシングルルームの確保が困難で相部屋での宿泊を余儀なくされること、といった様々な問題が発生した。このような応援者の負担軽減にも配慮し、状況に応じて、1週間派遣の組入れや同一署への連続派遣の縮減などの工夫により、勤務環境の改善に努めてきた。

12月末現在の応援実績は、局及び派遣元税務署32署から延べ約2.3万人にも達しており、仙台国税局全職員約3,200人に比較しても相当な人員となっている。

また、東北地方は地理的にも広大で、震災被害が甚大な太平洋沿岸地域は南北に3県をまたがるなど、応援者所属署と被災地署間の移動は遠距離で所要時間も長く、さらに震災による交通事情の悪化も重なったことから、公用車又は新幹線等とレンタカーの組合せなど、様々な移動手段により派遣ルートの間

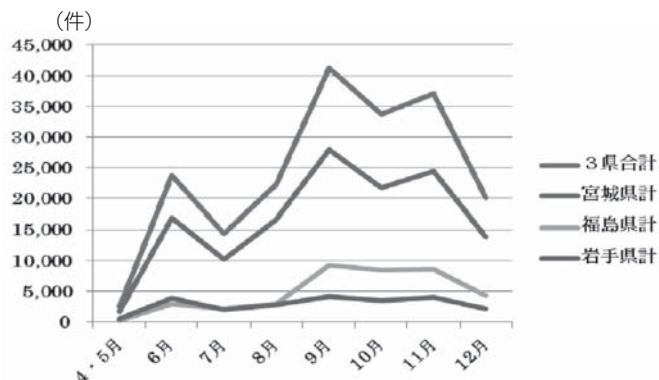
表2 被災地県別の申告相談済件数
(23年12月末現在)

	申告相談済件数 件	(参考)	
		建築物被害件数 棟	内全半壊等 棟
岩手県	22,682	34,159	26,853
宮城県	133,286	424,876	224,479
福島県	38,809	225,012	82,987
合 計	194,777	684,047	334,319

(注1)「申告相談済件数」とは、①雑損控除等を適用し平成22年分に係る確定申告書又は更正の請求書を提出された方、②平成23年分で雑損控除の適用を受けるために必要な「被災した住宅、家財等の損失の計算書」の作成を終えた方及び③相談の結果、雑損控除等の適用がないと判定された方の件数としている。

(注2)「建築物被害件数」は、各県及び消防庁調べの被害状況によっている。また、「全半壊等」は、全壊・半壊・全焼・半焼・床上浸水・床下浸水の件数としている。

表3 月別の申告相談済件数



整を行ってきた。特に、確定申告期後までは厳冬期となり、事故防止の観点から公用車等利用から公共交通機関利用へのシフトや署間派遣ルートの見直しを行うとともに、公共交通機関の復旧が遅れている一部地域についてはチャーターバスの活用等応援者の安全確保を最優先とした移動となるよう配慮している。

⑥主な税務署の取組み

被災地署では、署の状況に応じて、広報、申告相談体制や予約受付について工夫した。

例えば、来署人員に応じて相談担当者の配置を弾力的に調整し相談事務と内部事務の効率化を図った（仙台中）、個別相談の予約受付をシステム化することにより複数の職員が入力・管理できるようにした（宮古、気仙沼、大河原）、納税者を特定できない避難所や仮設住宅にチラシや案内文をポスティングした（宮古、大船渡、釜石、石巻）など、署独自の工夫を施した。代表的な取組は、次のとおりである。

【宮古署】

岩手県内において、最も津波被害が大きかった宮古署管内は全世帯の約3割に当たる1万件余りの家屋が全半壊の被害を受けた。地方公共団体の庁舎も冠水したため、罹災証明書の発行手続の遅れなどから申告相談の開始時期が大きく出遅れたものの、仮設住宅近くのスーパーにおいて買い物客へのチラシの配布やポスティング、防災無線による申告相談会開催の周知など、独自の施策を行った。



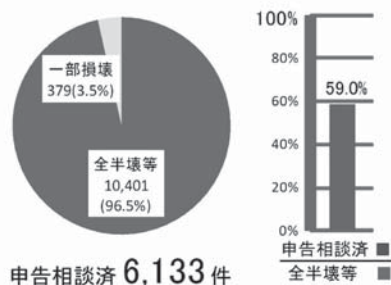
「宮古署管内のスーパー」

宮古税務署

職員数:22名
21年申告件数:19,368件

建築物被害10,780件

(H23.12現在)



申告相談済 6,133 件

また、管内の主要産業でもある水産養殖業についても、漁業所得者への説明会を11月上旬に実施するなど、被災者の目線に立った各種施策を講じた。

【大船渡署】

大船渡署は、庁舎が津波被害により使用不能となったため、震災直後は、岩手県沿岸振興局の事務室を一時借用する形で、窓口業務を再開させた。その後、5月には、大船渡法務合同庁舎の一室を借上げるとともに、同駐車場敷地に簡易なプレハブ（ユニットハウス）を設置し、また、7月には、冷房設備を備えたユニットハウスを民間駐車場借上地に設置し、震災特例法の申告相談事務を実施した。10月には、法務合同庁舎の駐車場に、2階建ての常設プレハブによる仮設庁舎が設置され、税務署の窓口業務、各税事務のほか、それまでの間、釜石署内において実施していたKSK入力事務を、約半年ぶりに大船渡署において再開することができ、ようやく税務署の全ての業務を自署にて実施することができた。

2階には、小規模ながら会議室が配備され、平成23年度納税表彰式を実施した。受表彰者の中には、津波被害により自宅が流失した方もおり、このような形であっても、署において実施できたことは望外の喜びであったとの署長の言葉が印象的であった。

同署の職員は、平成23年内は数多くの事務室や相

談会場の引越しを行いつつ、震災特例法関係のチラシの配布、申告案内の送付及び申告相談等をこなした。

確定申告用相談会場としては、相談事務量との関係上、現仮設庁舎では手狭であるため、別途ユニットハウスを整備し、申告相談事務に従事している。

なお、甚大な被害を受けた陸前高田市も、確定申告事務には、可能な範囲で協力していただけると聞いており、地方税当局の再生も着実に進んでいる。

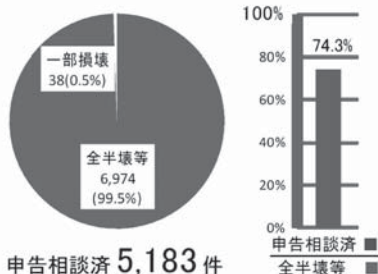


「大船渡署仮設庁舎（外観）」

大船渡税務署

職員数: 18名
21年申告件数: 15,624件

建築物被害 **7,012件**
(H23.12現在)



申告相談済 **5,183件**

【仙台市内3署】

（確定申告相談体制）

平成22年分の確定申告期から、仙台市内3署の合同署外会場にて、ITを利用した申告書作成を推進しているが、平成23年分については、被災者からの雑損控除適用に関する相談も多く見込まれる

ことから、合同署外会場の他に、被災者対応の相談を仙台北、中、南のそれぞれの税務署において受け付けることとしている。

（大口源泉徴収義務者等への取組）

仙台市内3署は、宮城県の中心部に位置し、サラリーマン等給与所得者が多い地域であると同時に、被害件数も最大である（半壊以上の割合が49%）ことから、被災された方々の大部分がサラリーマンであることを想定し、国税局において、パソコン操作を前提とする「損失額計算システムを利用した確定申告書作成入力例」に関するマニュアルを作成した。

このマニュアルは、国税庁ホームページを利用して損失額計算書と確定申告書を作成できるものであり、所得税の還付が受けられるかどうかの判定や平成22年または平成23年分で申告するかを選択できるなど、利用者の利便性を考慮したほか、マニュアルを格納したCD-ROMを利用して電子掲示板の掲載やメール配信などにより社員等に周知することもできる。また、税務署にとっても事務効率化につながる。

この施策については、国税局と仙台市内3署が重点的に取り組み、報道機関、官公庁、大手企業等240社にCD-ROM等を周知したほか、年末調整説明会においても周知した。この結果、国税庁HPに関する問い合わせや郵送による申告書が増加した。

また、この取組については、「サラリーマンが申告手续をしていない」という実態を踏まえ、NHKが麒麟ビール仙台工場の社員への取材と合わせて報道した。



「企業向けの国税庁HP説明会」



「国税庁HPの社内LAN掲載依頼」

（パンフレットの配備）

サラリーマンへ還付手を周知するため、雑損控除等の適用に係るパンフレットを公共機関のほか、地下鉄11駅、JR18駅のパンフレットラックに配備した。通勤客の目にも止まり、まとめて持ち帰って勤務先やマンションの郵便受けに配布する方もいたようであり、パンフレットを片手に来署される方も多く見受けられた。

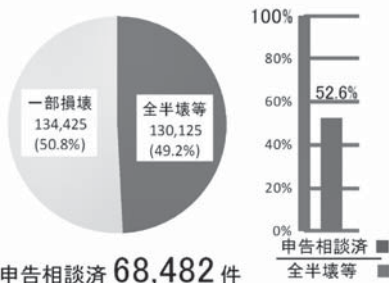


「地下鉄へのパンフレット配備」

仙台北、中、南税務署

職員数計: 442名
21年申告件数: 214,491件

建築物被害**264,550件**
(H23.12現在)



【石巻署】

津波による被害が最も大きかった石巻署管内では、11月9日に全避難所が閉鎖され、3市町の世帯の13%に当たる約10,300世帯が仮設住宅に居住している。特に、女川町では、全国初めての3階建仮設住宅を町独自に発注するなど、全世帯の34%に当たる約1,300世帯が仮設住宅に居住している。

これらの被災者に対し、職員が申告相談を呼び掛けるとともに、市町広報紙への掲載、地元新聞を通じて周知した。これにより10月までは相談予約が2週間先まで埋まる状態となったが、10月中旬から被災者への申告案内の送付及び仮設住宅へのポスティングなどを実施したことから、来署者の更なる増加を見込み、10月下旬より応援職員を90名に増員し、税務署会場や各市町会場のほか、出張相談会場13か所で事前予約制による申告相談体制をとった。11月末においても、半壊以上の被災者が多く来署し、年内の相談予約が引きも切らない状況が続いた。

また、相談者は家庭の主婦及び年配者が多く、家族分を合わせて申告するケースが見受けられる。相談に従事している職員の6割以上が局及び他署からの支援職員であるため、熟練の自署職員（通称フリーマン）を配置して、サポート体制を取っている。申告案内に当たっては、応援職員の移動日も考慮した。

なお、確定申告期においても、例年以上の相当な申告相談件数が見込まれることから、仙台局や他署のほか、他の国税局からの応援により対応することとしている。



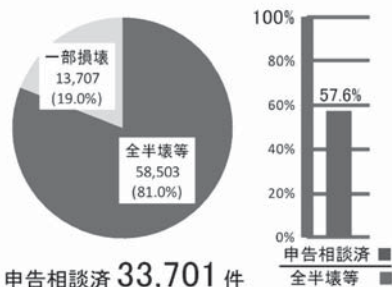
「石巻署管内女川町の3階建て仮設住宅」

石巻税務署

職員数: 50名
21年申告件数: 40,233件

建築物被害 **72,210件**

(H23.12現在)



申告相談済 **33,701件**



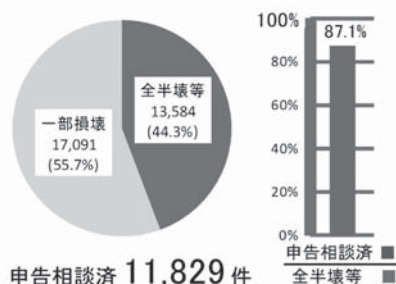
「塩釜署の外部相談会場」

塩釜税務署

職員数: 43名
21年申告件数: 32,840件

建築物被害 **30,675件**

(H23.12現在)



申告相談済 **11,829件**

【塩釜署】

塩釜署は太平洋沿岸に位置する沿岸署であり、津波で官用車4台が流されたほか庁舎内設備も相当の被害を受けた。また、管内の多賀城市は仙台港から押し寄せた津波により街の中心部が浸水するなど被害が甚大であったため、申告・納付期限が他の4市町村よりも延長（平成23年12月15日が申告等の期日）された。

被災者に係る申告相談は、当初避難所への出張相談を主体としたが、一定の相談スペースの確保の必要性や、納税者の認知度を踏まえ、例年の申告指導会場である「マリンゲート塩釜」（松島湾の遊覧船の発着場所）において実施した。

管内面積は仙台局の中では仙台中税務署に次いで狭く、仙台市に隣接するという交通の利便性も幸いし、ライフラインの復旧や市町村との連携体制が早期に構築できたため、罹災証明書の発行手続や被災者の情報収集など、他の沿岸署に比べても申告相談が順調に推移した。

なお、地方団体への人的支援を早期に実施したことが罹災証明書の早期発行に結び付いたと考えている。

【いわき署】

いわき市は3月11日に発生した地震・津波による被害のほか、4月11日、12日の両日に連続して発生した震度6弱の余震による被害も大きく、地震による全半壊は全体の8割強を占めている。このため、震災直後から各種広報施策に加え、個別案内を実施するとともに、来署割合を高めるため独自施策として新聞全紙へのチラシ折込みも行った。

また、署内会場のほか7か所の署外会場を開設し、短期間で周期的に巡回するという申告相談を行い、仮設住宅や雇用促進住宅へ避難している被災者の誘導を行ったほか、大規模事業所や商工会・JAでの個別相談会など、被災者の現況や心情に配慮した運営を行った。



「いわき署の外部相談会場」

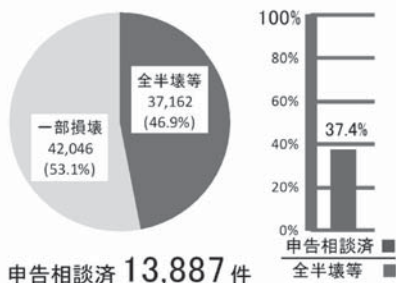
いわき税務署

職員数: 92名

21年申告件数: 59,109件

建築物被害 **79,208**件

(H23.12現在)



申告相談済 **13,887**件

(2) 資産税関係

震災特例法により、震災日前に相続及び贈与により被災地の土地等を取得し、震災日以後に申告期限が到来する場合の、相続税・贈与税における当該土地等の価額は、「震災の発生直後の価額」にすることができることとされるとともに、その申告期限は、申告等の期日が延長されている地域を除き平成24年1月11日とされた。

①調整率の公開

「震災の発生直後の価額」については、被災された方々の相続税・贈与税の申告の便宜等を図る観点から、震災による地価下落を反映させた調整率を定め、平成23年分の路線価等に、この調整率を乗じて計算できることとした。この調整率については、11月1日に公開した。

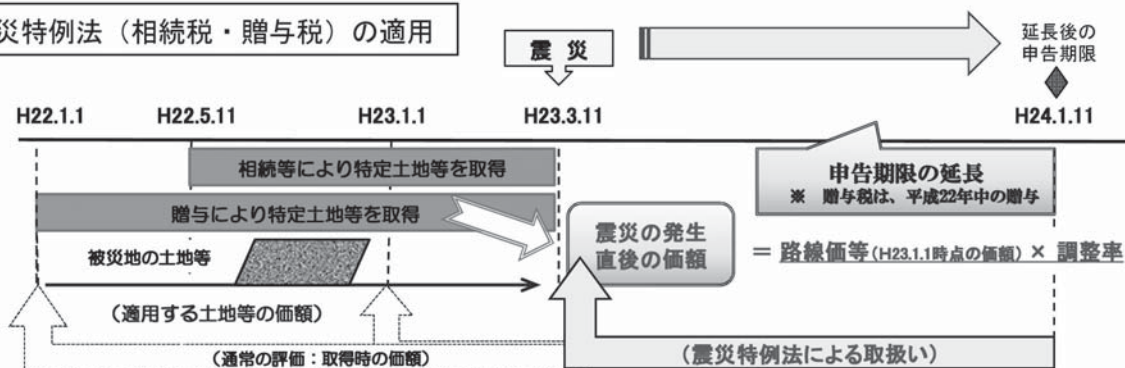
②調整率公開前の取組

調整率を適用する方からの申告相談や更正の請求書等の提出の集中が見込まれたため、調整率公開前から調整率適用見込者の抽出事務や更正の請求手続に向けた準備を行い、納税者からの問い合わせに速やかに対応できるよう事務処理の平準化にも努めた。

③調整率公開後の取組

申告手続等が可能となる調整率公開後から震災特例法に基づく申告期限までが、短いことを踏ま

震災特例法（相続税・贈与税）の適用



え、調整率適用見込者に対し早期の申告手続のための個別案内を速やかに実施した。

また、更正の請求見込者に対しては、電話連絡等や関与税理士に対する早期手続への協力要請などを実施し、制度の周知漏れがないよう心掛けた。

なお、12月末の相続税等の更正の請求を含めた処理件数は、約4,000件となっている。

(3) 自動車重量税関係

東日本大震災による津波で被災した自動車は、宮城県で約14.6万台、宮城・岩手・福島の3県合計で約24万台に上るとの新聞報道があった。

自動車重量税の特例還付制度は、自動車検査証の有効期間内に被災自動車の所有者が運輸支局又は軽自動車検査協会事務所（以下「運輸支局等」という。）において被災自動車の永久抹消登録等の手続を行い、運輸支局等を経由して税務署へ自動車重量税の特例還付申請書（以下「還付申請書」という。）を提出することにより還付を受けることができる制度であり、震災特例法施行直後から、申請窓口となる運輸支局等に対して膨大な件数の還付申請書が提出されている。

当該還付申請書の審査に当たっては、その効率化を図るため、5月から国税局消費税課に「自動車重量税特例還付センター」を設置し、運輸支局等から国税局へ還付申請書の移送を受けて一元・集中的に実施しており、12月末現在で提出された約9.2万件のうち大半の審査を了している。

また、審査を了した還付申請書は、順次管轄税務署に回付され管理運営部門において還付金支払手続を行うが、被災地署の還付金支払事務を軽減するため、9月から国税局管理運営課に「自動車重量税の還付事務支援センター」を設置して処理している。12月末現在の支払済件数は約8.3万件となっている。

なお、震災特例法の追加措置では、新たに自動車二輪車等に係る自動車重量税の特例措置が加わったことから、引き続き運輸支局等との連携・協力により、迅速かつ適切な処理を進めていくこととしている。

(4) 被災納税者に対する納税緩和制度の適切な運用

震災等により財産に相当な損失を受けたことにより、国税を一時に納付することが困難となった場合には、国税通則法及び国税徴収法に基づいた様々な納税緩和措置が認められている。

これにより、納税緩和制度の適用に向けた取組として、被災した納税者からの納付相談のほか、全ての滞納者に電話や文書、臨場により接触を図り、被災の事実が把握された方に対しては、納税の猶予などの納税緩和制度の早期かつ適切な適用を実施している。

特に、津波による被害が甚大な地域を所轄する沿岸署においては、被災した地域の滞納者に早い時期から接触しているが、署の職員だけでは事務量が不足すると見込まれた宮古・大船渡・釜石・石巻・塩釜・気仙沼署に対して、8月22日から12月末まで延べ982人日の局署間・署間応援を実施した。

また、津波による被害が想定された地域でも、情報の錯綜などにより、実際には被害がない場合や、その逆のケースも見られたことから、法令に基づき、可能な限り現地に赴き、被災状況の確認を行っている。しかし、津波被害で道路や標識等が流失していることにより現場確認等が難航したことや面接等に想定以上の事務量を要することが判明したことなどから、11月7日～12月16日、東京局徴収部から延べ290人日の応援をいただき、仙台中・仙台南・石巻・塩釜署の滞納者について接触を図った。

被災地域によっては道路等の流失に加え、海岸線すら変形している場所があり、滞納者の住所地を特定するのにも大変苦労している。車載ナビゲーションでも場所が特定できないため、目標となるものを探し出し、地図を重ね合わせるなどの地道な作業を繰り返している。職員の中には、スマートフォンのGPS機能を活用するなどの工夫も見られたが、すぐに電池切れとなってしまうということもあった。

滞納者が仮設住宅に居住している場合には、税

務職員と分からないよう作業着を着込んで訪問しているほか、隣人に聞こえないように小声で話したり、筆談を併用するなど、滞納者の立場や心情に配慮した親切・丁寧な対応を行っている。

これらの取組の結果、12月末現在の被災納税者及び滞納者に係る納税の猶予の申請件数は4,000件を超えている。

(5) 地域指定解除関係

東日本大震災により延長措置がとられていた岩手県、宮城県及び福島県における国税に関する申告・納付等の期限は、宮古市や石巻市等の太平洋沿岸部及び南相馬市等の福島原発事故に伴い全域又は一部が避難区域となっている市町村を除き、9月30日とされた。その後、太平洋沿岸地域の津波被害からの復興状況等を踏まえ、岩手県内7市町及び宮城県内3市町については、申告・納付等の期限が12月15日とされた。その結果、現在（平成24年1月1日）も期限が延長されているのは、石巻署管内の3市町（石巻市、東松島市及び女川町）及び福島原発事故に伴う避難区域（旧緊急時避難準備区域を含む）の福島県内12市町村となっている。

この申告・納付等の期限の指定に際しては、国税庁ホームページのほか、関係団体の協力を得て、各市町村の広報紙やホームページ、税理士会・法人会等の関係民間団体の会報等を通じて広報した。また、広報に当たっては、期日の周知と併せて、期日以降においても、大震災による災害等により申告等ができない場合には、個別に期限の延長措置を受けられることを周知するとともに、職員数の少ない署においては、局からの応援職員が申告書等の処理に従事することにより、特に混乱なく事務が推移している。

(6) 税理士会による無料相談会等

今回の大震災により東北税理士会の会員の被害も大きい。このような中であって、東北税理士会では震災特例法施行直後から、独自に無料税務相談所や電話相談所を開設し、被災された納税者

の支援に当たっている。

また、日本税理士会連合会では11月26日（土）、27日（日）の両日に全国15税理士会で無料税務相談所を一斉に開設し、全国に避難している被災者も対象とした税務相談を行った。さらに、東北税理士会では平成23年分の確定申告に向けて、1月下旬から3月上旬の休日にも無料税務相談所の開設を予定している。

税理士会によるこのような社会貢献事業に対し、行政の立場として改めて敬意を表するものである。

3. 平成23年分確定申告に向けて

仙台国税局には東北6県52の税務署があるが、そのうち、青森県、岩手県、宮城県及び福島県に所在する被災地を抱える税務署が20署近くに上り、平成23年分の確定申告期の事務運営に当たっては、①雑損控除の適用等について、平成23年分の確定申告期に相談したいと考えている納税者も多く、また、全半壊の損害の場合には、平成23年分の繰越損失控除適用も受けられる納税者も多く見込まれ、これらに関する電話照会や来署者等が相当数見込まれる、②地方税当局自体が被災している地域にあっては、例年どおりの協力体制の構築が困難である等の事情を十分考慮する必要がある。

このため、10月末に、局内に「確定申告準備対策本部」を立ち上げ、確定申告事務運営の在り方、申告相談体制、広報施策、応援職員の配置及び宿泊所の確保等様々な課題を検討した。この結果、平成23年分確定申告期においては、納税者対応に万全を期すため、被災地署にあっては、例年のITを活用した申告相談体制に加え、被災された方々の置かれた状況や心情に十分配慮した申告相談体制及び電話相談体制も整備することとした。また、被災地署以外の署においても、避難している方々に対する適切な相談体制を整備することとした。

これらの取組に当たっては、仙台国税局職員だけでは対応が困難であり、全庁的支援をいただくことになった。確定申告期においては、特定の署

及び職員に過重な負担がかかることがないように、また、従事する職員の健康管理にも十分配慮することを基本として、各事務の平準化策や広報施策のほか、全庁的支援、局署応援及び署間応援等の支援措置を効果的に講ずるとともに、挙署一体体制により、事務を円滑に実施していくこととしている。

（備考）全庁的支援の枠組み

国税庁において、確定申告期間中、①仙台国税局管内税務署に東京国税局等他局の職員を派遣し、申告相談事務等の支援を行うこと、②大阪国税局に仙台局専用の電話相談センターを設置し、大阪国税局等他局の職員が仙台国税局管内納税者の電話相談への対応を行うことが、支援措置として決定され、各局から多くの応援をいただくこととなった。

4. おわりに

平成23年内の震災特例法への取組は、半壊以上の建物被害件数が約33.4万件あり、これを一つのものさしとして対応を考えてきた（もちろん、一部損壊でも損害額が大きい場合もある一方で、半壊以上といっても税額のある方が対象となるので、あくまでも一つのものさしである）。新聞広告、記者発表、申告案内等の送付、仮設住宅へのお知らせの配布等、局から署に至るまで、制度の広報、周知には、最大限の努力をしてきたと考えている。

この確定申告期が終了した段階では、最終的にどれだけの申告書が提出されているだろうか。広報、申告案内等の取組についての納税者の理解、認知状況も検証してみる必要があろう。そもそも、税務署と今まで縁がなかったサラリーマンの方や納税者が、税務署に相談することに躊躇があるのかもしれない。また、地震保険やJA共済からの保険金の支払、義援金、見舞金等の支給など他の経済的要因が影響しているのかもしれない。県別では、福島県の相談状況が低調であり、これは、被害全体の中で一部損壊の割合が高く修理が済んでいないこと（県は異なるが、11月下旬に宮城県内陸部において、ブルーシートを外して屋根修理を行っている風景を自分自身初めて目にした。）や、東京電力福島第一原発の賠償金請求関係で手一杯

であるといった理由があるかもしれない。要因は、いくつかあるのだろう。

とにかく、仙台国税局では、これまで経験のない超大型な確定申告期を迎える。国税庁による全庁的支援もいただき、職員の健康管理にも十分留意しつつ、まずは、納税者対応に万全を尽くしたい。その上で、自分なりに、今回の取組を改めて検証してみたい。

プロフィール
上羅 豪（うへら たけし）



仙台国税局長 1984年大蔵省入省。金融庁広報室長、神戸大学大学院助教授、財務省理財局国庫課長、国税庁査察課長、同会計課長等を経て11年7月から現職。